

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	2-1-13
処分の種類	母子家庭等居宅介護事業の停止等			
根拠法令条例等・条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法第23条			
処分の概要	事業を行う者に対する事業の制限又は停止			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 母子及び父子並びに寡婦福祉法第23条 都道府県知事は、母子家庭等日常生活支援事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第17条第1項の措置に係る配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの等の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。</p> <p>※下線部については法第31条の7第4項により「第31条の7第1項の措置に係る配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」、法第33条第5項により「第33条第1項の措置に係る寡婦」と読み替えるものとする。</p>			
基準の制定根拠	—			